

世界と日本の森林を守るために。

取り扱う木材の 合法性の確認が 必要です。



2017年5月

「クリーンウッド法」がスタートしました。

合法伐採木材の利用をつよく推進する制度です。

この冊子では、クリーンウッド法*のあらままと、事業者の皆さんにどのように関わってくるのかを紹介します。

※「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)

Q

クリーンウッド法って？

A

合法性の確認された木材の流通や利用を進めるための法律です。

違法伐採問題に対処するため、政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考えのもと、2006年4月から、グリーン購入法に基づく政府調達において、その対象となる木材・木材製品については、合法性が証明された木材とすることを決めました。

このような取り組みを政府だけでなく、民間の調達まで拡大するしくみとして、2016年5月「クリーンウッド法」が制定されました(2017年5月施行)。

この法律は、**民間の木材関連事業者**に、**取り扱う木材等について、木材が伐採された国の法令に適合して伐採されたことの確認(合法性の確認)を促し、合法性の確認ができた木材等の流通や利用を促進するもの**です。



Q

違法伐採が 問題なわけは？

A

地球環境の悪化をはじめ、
さまざまな**悪影響**があるため

違法伐採とは、その国の法令に違反した伐採のこと。全世界の森林伐採の15～30%が違法伐採だと指摘されています。

違法伐採は、その国の木材収入や税収の損失をはじめ、ゲリラ・テロ組織への資金供給、自然環境や生態系の破壊など、さまざまな問題を引き起こします。

さらに、違法に伐採された不当に安い木材や、その木材を原料とする製材・加工製品が国際的に流通することにより、持続可能な森林経営のもと生産された木材、製材・加工製品の流通が阻害されるなど、違法伐採の悪影響は、その国だけでなく全世界に及びます。



地球温暖化で南極の氷が溶けると、水没する都市もあるといわれます。

Q

どんな木材に対して 取り組みを行うの？

A

「木材」および「木材を加工し、
または主な原料として製造した
家具、紙等」

わが国や原産国（木材が伐採された国）の法令に適合して伐採された樹木を原料とした木材、製材・加工製品のことを合法伐採木材といいます。木材関連事業者は、取り扱う木材、製材・加工製品が合法伐採木材かどうか、合法性の確認を行います。

クリーンウッド法の対象となり、**合法性の確認を行う木材等とは、「木材」および「木材を加工し、または主な原料として製造した家具、紙等」**です。具体的には以下の通りです。

対象となるのは…

木材



丸太（間伐材も含みます）、単板、突き板、製材、集成材、合板、単板積層材、木質ペレット、チップ状また小片状の木材など

建材



フローリング、木質系セメント板、サイディングボードのうち、木材を使用したものなど

家具



いす、机、収納用じゅう器（ロッカー等）、棚、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレーム

パルプ紙



木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー